

## さいたま市告示第199号

### 道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

#### 1 道路の種類 県道

路線名	区間	供用開始年月日
川口上尾線 A	さいたま市大宮区天沼町二丁目 546番1地先	令和8年2月18日 14時
	さいたま市大宮区天沼町二丁目 438番3地先	
川口上尾線 B	さいたま市大宮区大原六丁目 1027番25地先	令和8年2月18日 14時
	さいたま市大宮区天沼町二丁目 952番1地先	

#### 2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
10896号線	さいたま市北区今羽町 61番1地先	令和8年2月2日
	さいたま市北区今羽町 114番2地先	
20218号線	さいたま市大宮区天沼町二丁目 748番2地先	令和8年2月18日 14時
	さいたま市大宮区天沼町二丁目 748番4地先	
30965号線	さいたま市西区宮前町 695番6地先	令和8年2月2日
	さいたま市西区宮前町 695番2地先	